

古賀市



古賀市 古賀水再生センター 大根川



みやこ町 <sup>みやこしょうぶ</sup>



芦屋町 八朔の馬



岡垣町 三里松原



苅田町 パンジー



吉 富 町 「海の中のエビ・カニ・アサリ・ ワカメの魚介類」



築上町町章

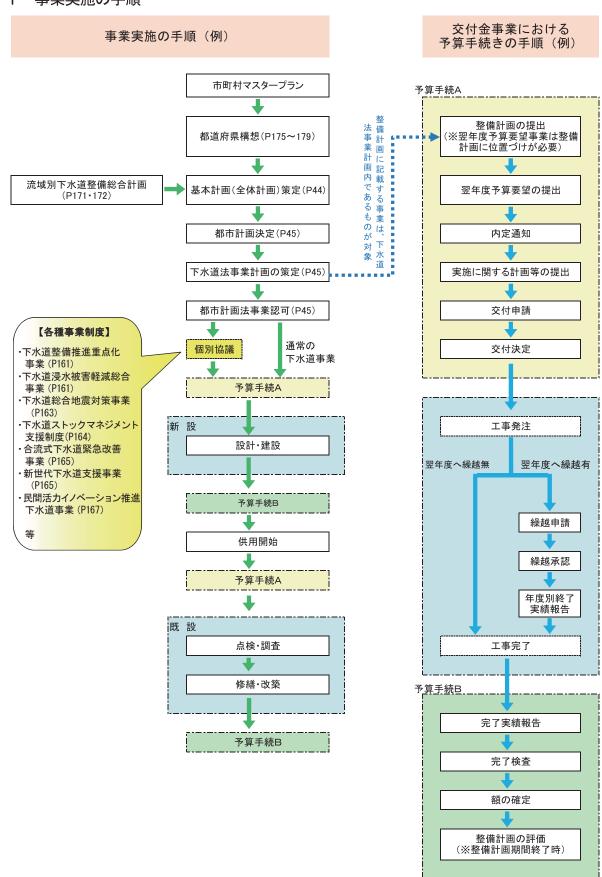


築上町 旧椎田町 波と黒松と梅の花



# Ⅷ. 参考資料

Ⅷ-1 事業実施の手順



## Ⅲ-2 下水道に関する指標について

## Ⅲ-2-1 社会資本整備重点計画

## 1. 計画策定までの経緯

省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備を重点的、効率的かつ効果的に実施することを目的とし、平成15年3月に「社会資本整備重点計画法」および「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2法が成立、下水道整備緊急措置法が廃止され、関係する9本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画(第1次)」(平成15~19年度)が策定(平成15年10月10日閣議決定)された。

社会資本整備重点計画(第1次)の計画期間は5箇年であり、平成21年3月31日に第2次計画(計画期間:平成20~24年度)、平成24年8月31日に第3次計画計画期間:平成24~28年度)、平成27年9月18日に第4次計画(計画期間:平成27~令和2年度)、令和3年5月28日に第5次計画(計画期間:令和3~7年度)が閣議決定された。

## 2. 社会資本整備重点計画 (第5次計画)の概要

第4次重点計画は、令和2年度までを計画期間として推進されたが、計画が策定されて以降も社会資本をめぐる状況は大きく変化している。第5次重点計画は、厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させることにより、「国民の安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の3つの目的の実現が可能となるよう、策定されたものである。

事業・施策に取り組むにあたり重点施策については、達成状況を定量的に測定するための指標を設定している。

### 第5次社会資本整備重点計画における下水道に関する主な指標

第5次任会資本是偏至点的自己6377多十小道に関する工作的標			
重点施策	指標		
(水害対策)			
・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成 及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800		
(耐震化等の地震対策)			
・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 (管渠) R元年度 約52% → R7年度 約60% (下水処理場) R元年度 約37% → R7年度 約42% (ポンプ場) R元年度 約31% → R7年度 約38%		
(危機管理体制の確保)			
・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800		
(予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換)			
・予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する ・インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予 防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転 換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータル コストの縮減を図る	完了した延長の割合		

重点施策	指標			
(集約・再編等の取組推進) ・社会情勢や地域構造の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用ニーズに沿ったインフラ再編等の取組の推進により、持続可能な都市・地域の形成、ストック効果の更なる向上を図る	・汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 R元年度 0箇所 → R7年度 300箇所			
(地球温暖化対策の推進) ・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進 (下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギー	・下水道分野における温室効果ガス排出削減量 H29年度 約210万トン CO2			
の利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二 窒素の排出削減)	→ R7年度 約352万トン CO2			
(健全な水循環の維持又は回復、生態系の保全・再生)				
・汚水処理施設整備の促進	・汚水処理人口普及率 R元年度 91.7% → R8年度 95%			

## Ⅲ-2-2 九州ブロックにおける社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画において新たに設定された重点目標を達成するため、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として策定された。

本計画で描く九州の将来姿の実現に向けて、社会資本整備の3つの中長期的な目的及び6つの重点目標を設定しており、その達成に向けて戦略的かつ計画的な社会資本整備の実施を推進する。

## 九州ブロックにおける社会資本整備重点計画での下水道に関する指標

重点施策	指標	
(水害対策)		
・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生 した地域等における水害対策の推進(下水道整備等)	・下水道による都市浸水対策達成率 R元年度 約63% → R7年度 約71%	
	・ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策 定数 [全国指数] R元年度 約170地区 → R7年度 約200地区	
	・水害時における下水処理場等の機能確保率 R元年度 0% → R7年度 100%	
・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成 及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度 2団体 → R7年度 約89団体	
(耐震化等の地震対策)		
・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 (管渠) R元年度 約48% → R7年度 約57% (下水処理場) R元年度 約47% → R7年度 約51% (ポンプ場) R元年度 約38% → R7年度 約49%	
(危機管理体制の確保)		
・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度 2団体 → R7年度 約89団体	

重点施策	指標		
(予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換)			
・予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する ・インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予 防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転 換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータル コストの縮減を図る			
(維持管理に係るデータ利活用の促進)			
・データ利活用によるインフラメンテナンスの高度 化・効率化を図るため、点検結果などのインフラに関 する情報の蓄積、データベース化などの環境整備を促 進する。			
(地球温暖化対策の推進)			
・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進 (下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギー の利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二 窒素の排出削減)			
(健全な水循環の維持又は回復)			
・汚水処理施設整備の促進	・汚水処理人口普及率 R元年度 87% → R8年度 94%		

## Ⅲ-2-3 国土地域強靱化計画

東日本大震災を始め、全国各地で甚大な自然災害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されるようになった。このような中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱 化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。

さらに取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靱化アクションプランを策定し、プログラム ごとの推進計画を策定・修正し進捗管理を行うこととしている。

## 国土強靱化アクションプラン 2018における下水道に関する重要業績指数(KPI)

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最 大限図られる	・下水道による都市浸水対策達成率 約56%(H26) → 約57%(H27) → 約62%(R2)
【異常気象等による広域且つ長期的な市街地等の浸水】	・最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・ 公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓 練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(R2)

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	・下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28)
【被災地における疫病・感染症等の大規模発生】	
・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】	・下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28) ・災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44%(H25) → 約47%(H27) → 約60%(H28)
・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復出来る条件を整備する 【広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態】	・最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・ 公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(R2)

## Ⅲ-2-4 福岡県地域強靱化計画

福岡県では、平成26年6月に国で閣議決定された「国土強靱化基本計画」を踏まえ、いかなる自然 災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に 向けた「県土の強靱化」を推進するため、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」を策定した。

その後、国土強靱化基本計画が改定されたことから、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州 北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年6月に福岡県地域強靱化計画を改定した。今般、 近年発生した「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ、 令和4年3月に福岡県地域強靱化計画を改定した。

福岡県地域強靱化計画にて示された施策の実施推進にあたり、定量的に把握出来るよう、具体的な数値目標として重要業績指標(KPI)を設定している。

事前に備えるべき目標 【リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)】	重要業績指数
・直接死を最大限防ぐ 【広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生】	・下水道による都市浸水対策達成率 69.4%(H29年度末) → 73.4%(R3年度末) ・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 72.2%(H29年度末) → 100%(R3年度末)
・ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】	<ul> <li>・地震対策上重要な下水道管渠における地震対策実施率 32.3%(H29年度末) → 50%(R3年度末)</li> <li>・下水道BCPに基づく訓練の実施 年1回(H29年度末) → 毎年度実施</li> </ul>

# Ⅲ-3 県内市町の下水道料金制度(令和5年12月末現在)

市町名	従量使用料		20m3の 一般汚水使用料 (税込、円)	
北九州市	11 (m3) 26 (m3) 51 (m3) 201 (m3)	基本料金	634 円 1m3あたり(税抜) 0 円 141 円 208 円 257 円 307 円 407 円 412 円 634 円 1m3あたり(税抜) 13 円	2,248円

水質加算			
汚水の水質	1m3あたり(税抜)		
	200mg以上600mg以下のとき	48円	
生物化学的酸素要求量が汚水1リットルにつき5日間に、又は 化学的酸素要求量若しくは浮遊物質量が汚水1リットルにつき	600mgを超え、1000mg以下のとき	68円	
	1000mgを超えるとき	112円	
*生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいずれか一の最も高い項目につき適用する。			
*汚水排除量が1月につき1,250m3以上のとき下水道使用料の額に加算する。			
※下水道使用料及び水質加算は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。(1円未満切捨て)			

市町名	従量使用料		20m3の 使用料 (税込、円)
大牟田市	- 般汚水(8m3まで) 基本料金 9(m3) ~ 10(m3) 11(m3) ~ 20(m3) 21(m3) ~ 50(m3) 51(m3) ~ 溶場営業用(200m3)まで基本料金 201(m3)以上	1,650 円 1m3あたり (税込) 22.00 円 242.00 円 305.80 円 347.60 円 3,300 円 1m3あたり (税込) 20.90 円	4,114円

市町名	従量使用料		20m3の 使用料 (税込、円)
直方市	一般汚水 (10m3まで) 基本料金 11 (m3) ~ 20 (m3) 21 (m3) ~ 30 (m3) 31 (m3) ~ 40 (m3) 41 (m3) ~ 50 (m3) 51 (m3) ~ 200 (m3) 201 (m3) ~ 500 (m3) 501 (m3) ~ 2000 (m3) 2001 (m3) 以上	1.400 円 1.3あたり (税抜) 180 円 190 円 200 円 240 円 240 円 280 円 300 円	3,520円

	市町名	従量使用料		20m3の 使用料 (税込、円)
i.	柳川市	一般汚水 基本料金 O(m3) ~ 6(m3) 7(m3) ~ 16(m3) 17(m3) ~ 24(m3) 25(m3) 以上 営業・官公署 Im3あたり(税抜	1m3あたり (税抜) 0 円 160 円 190 円 220 円	3,454円
		O(m3) ~ 6(m3)まで	850 円	

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
筑後市	一般汚水(7m3まで) 0(m3) ~ 8(m3) ~	基本料金 7(m3)	1,334 円(税抜) 1m3あたり (税抜) 0 円 172 円	3,925円

市町名		20m3の 使用料 (税込、円)		
行橋市	-般汚水 0(m3) ~ 11(m3) ~ 21(m3) ~ 31(m3) ~ 41(m3) ~ 51(m3) 以 (10円未満の端数	20 (m3) 30 (m3) 40 (m3) 50 (m3) Ł	1,650 円 1m3あたり (税込) 0 円 187 円 209 円 231 円 253 円 275 円 し、5円未満は切り捨て)	3,520円

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
中間市	一般汚水 O(m3) ~ 11(m3) ~ 21(m3) ~ 30(m3) ~	20 (m3)	1,080 円 1m3あたり(税抜) 0 円 175 円 175 円 175 円	3,113円

市町名		従量使	i用料		20m3の 使用料 (税込、円)
福岡市	11 (m3) 21 (m3) 31 (m3) 51 (m3) 101 (m3) 301 (m3)		1m3あたり 13 円 152 円 188 円 246 円 278 円 311 円 366 円 417 円 515 円	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 1 1m3あたり(税抜)	2,651円

市町名	従量使用料	20㎡の 使用料 (税込、円)
久留米市	一般汚水(10m3まで) 基本使用料 1,260 円 1m3あたり(税抜) 11 (m3) ~ 20 (m3) 155 円 21 (m3) ~ 50 (m3) 176 円 51 (m3) ~ 100 (m3) 196 円 101 (m3) ~ 200 (m3) 238 円 201 (m3) ~ 300 (m3) 270 円 301 (m3) ~ 500 (m3) 290 円 501 (m3) ~ 1,000 (m3) 293 円 1,001 (m3) ~ 2 296 円 公衆浴場汚水 基本使用料 1,260 円 10 (m3)まで 11 (m3)以上 10 円	3,091円

市町名	従量使	用料	20m3の 使用料 (税込、円)
飯塚市	一般汚水 (10m3まで) 基本料金 11(m3) ~ 20(m3) 21(m3) ~ 50(m3) 51(m3) ~ 100(m3) 101(m3)以上 公衆浴場汚却0m3まで) 基本料金 1m3あたり(税抜)	1,259 円 1m3あたり(税抜) 155 円 207 円 284 円 304 円 1,259 円	3,089円

市町名		従量使用料(1か月につき)	20m3の 使用料 (税込、円/月)
	基本料金 (7㎡まで)	1,334 円(税抜)	0.005
八女市	超過料金 (1 m につき)	172 円(税抜)	3,925円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
大川市	一般汚水 基本料金(1ヶ月につき) 1.180 円 1m3あたり (税抜) ~ 8(m3) 0 円 9(m3) ~ 15(m3) 205 円 16(m3) ~ 25(m3) 220 円 26(m3) ~ 240 円	4,085円

市町名	従量使用料 ※上水道を使用している場合				20m3の 使用料 (税込、円)	
豊前市	11 (m3) 21 (m3) 31 (m3) 41 (m3)	~ 10(i ~ 20(i ~ 30(i ~ 40(i ~ 50(i ~ 100(i	m3) m3) m3) m3) m3)	1m3あたり 0 160 170 180 190	円 円 円 円	3,300円
료비바	100(m3) 人数	~ 水量 (㎡)	下水道使用	210	円 備考	
※井戸水を使用 している場合	1 2 3 4 5 6 7	6 12 18 22 26 30 34	1,540 1,890 2,940 3,670 4,420 5,170 5,960	円 円 円 円 円	(1)上水道だけを使用して 水量を汚水排出量とみなし (2)井戸水だけを使用して き、3人までは1人当たり45 については 1人当たり45 したとみなし、その合計量8	ます。 いる場合→1世帯につ いる場合→1世帯につ は、4人目 以降 方メートルの汚水を排出 ・汚水排出量とします。
	8 9	38 42 46	6,750 7,560 8,400	円 円	(3)上水道と井戸水を併月 定した排出量と(2)で認定し ちらか多い方とします。	

市町名		20m3の 使用料 (税込、円)	
小郡市	一般汚水 0(m3) ~ 5(m 6(m3) ~ 10( 11(m3) ~ 30( 31(m3) ~ 100( 101(m3) ~ 200( 201(m3) ~ 500( 501(m3)以上 公衆浴場汚水	m3) 70 m3) 190 (m3) 225 m3) 265	(税抜) 円 円 円 円 円 円

市町名		20m3の 使用料 (税込、円)		
春日市	一般汚水  O(m3) ~  11(m3) ~  21(m3) ~  31(m3) ~  41(m3) ~  51(m3) ~  51(m3) ~  501(m3) ~	20 (m3) 30 (m3) 40 (m3) 50 (m3) 100 (m3)	770 円(税込) 1m3あたり(税抜) 54 円 164 円 195 円 204 円 248 円 259 円 308 円 320 円	3,160円

市町名	従量付	20m3の 使用料 (税込、円)	
宗像市	基本料金(~8m3)  9 (m3) ~ 15 (m3)  16 (m3) ~ 25 (m3)  26 (m3) ~ 40 (m3)  41 (m3) ~	1,257 円(税込) 1m3あたり(税抜) 134 円 153 円 181 円 220 円	3,130円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
古賀市	一般汚水 基本料金(8m3まで) 1,180 F 1m3あたり 9(m3) ~ 10(m3) 119 F 11(m3) ~ 20(m3) 145 F 21(m3) ~ 50(m3) 172 F 31(m3) ~ 50(m3) 183 F 51(m3) ~ 100(m3) 194 F 101(m3) ~ 500(m3) 210 F 501(m3) ~ 1000(m3) 216 F 1,001m3以上 221 F 公衆浴場汚水 1m3ごとに 40 F	(税抜) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

市町名	用途	算出項目			使用料(税込み)	20m3の 使用料 (税込、円)
	家事	世帯割額			1,210円	
	用	世帯人員	割額		880円/人	
	辛	基本料金	使用人員	4人まで	2,508円	
	JHI A	人員割額		える使用人数	627円/人	
		基本料金	使用水量	10m3まで	1,760円	
	事			と30m3までの部分	176円/m3	
	業	使用水量	30m3を超え	た50m3までの部分	198円/m3	
	用B	用BICH小里	50m3を超え100m3までの部分		220円/m3	
			100m3を超	える部分	242円/m3	
	併	世帯割額			1,210円	
	ĦΑ	田山世帝人貝	割額		880円/人	
うきは市	/ 1311	使用人貝割額		627円/人	-	
		世帯割額			1,210円	
		世帯人員			880円/人	
	併		基本料金	使用水量10m3まで	1,760円	
	ЯB			10m3を超え30m3までの部分	176円/m3	
	7172	事業用	使用水量	30m3を超え50m3までの部分	198円/m3	
			IX/II/IVAL	50m3を超え100m3までの部分	220円/m3	
_	L.			100m3を超える部分	242円/m3	
	公民		50世帯まっ		1,650円	
	館	世帯数		<b>超え100世帯まで</b>	2,420円	
	等			超え150世帯まで	2,970円	
	中田	151世帯以	上	3,630円		

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
糸島市	1 (m3) ~ 21 (m3) ~ 51 (m3) ~ 101 (m3) ~ 301 (m3) ~	50(m3) 100(m3)	1,840 円 (2ヵ月当たり) 1m3あたり (税抜) 50 円 190 円 215 円 250 円	3,120円

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
筑紫野市	一般汚水 1 (m3) ~ 6 (m3) ~ 11 (m3) ~ 16 (m3) ~ 21 (m3) ~ 31 (m3) ~ 41 (m3) ~	10 (m3) 15 (m3) 20 (m3) 30 (m3) 40 (m3) 50 (m3)	754 円 1m3あたり(税込) 72 円 82 円 182 円 187 円 198 円 242 円 253 円 754 円	3,360
	11	m3あたり (税込)	72 円	

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
	一般汚水	基本料金	675 円 1m3あたり(税抜)	
	1 (m3)	~ 10(m3)	53 円	
	11 (m3)	~ 20(m3)	148 円	
大野城市	21 (m3)	~ 30(m3)	161 円	2,953円
		~ 40 (m3)	201 円	
		~ 50 (m3)	241 円	
	51 (m3)	~ 100(m3)	281 円	
	101 (m3)	~	296 円	

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
太宰府市	11(m3) ~ 21(m3) ~ 31(m3) ~ 41(m3) ~ 51(m3) ~ 101(m3) ~ 501(m3) ~	40 (m3) 50 (m3) 100 (m3) 500 (m3)	143 円 176 円 209 円 242 円 275 円 308 円 341 円	2,805円
	公衆浴場汚水	基本料金 1m3あたり		

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
福津市	<ul> <li>水道水のみ 一般汚水</li> <li>基本料金</li> <li>10(m3) ~ 10(m3) 65 円 11(m3) ~ 20(m3) 153 円 21(m3) ~ 30(m3) 160 円 31(m3) ~ 50(m3) 200 円 51(m3) ~ 100(m3) 230 円 100(m3) ~ 260 円 井戸水の舟 1人世帯の場合は8㎡/月、2人世帯以上は20㎡/月で算定します。 ※1人世帯は1ヶ月1.430円、2人以上の世帯は1ヶ月3.256円の定額となります。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水畳と1人世帯は4㎡/月、2人世帯以上は10㎡/月を合算して算定します。</li> </ul>	3,256円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
宮若市	一般汚水 1m3あたり(税抜) 170円	3,740円

市町名	従量使用料		20m3の 使用料 (税込、円)
朝倉市	基本使用料 従量使用料(1㎡につき)	1,100 円(税込) 165 円(税込)	4,400円

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)
みやま市	-般汚水 0 (m3) ~ 17 (m3) ~ 31 (m3) ~ 61 (m3) ~ 101 (m3) ~	30 (m3) 60 (m3)	2,560 円 1m3あたり (税抜) 0 円 170 円 180 円 190 円 230 円	3,705円

市町名	従量	使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
那珂川市	10㎡まで 11㎡~20㎡ 21㎡~40㎡ 41㎡~100㎡ 41㎡~200㎡ 201㎡~300㎡ 201㎡~5,000㎡ 1,000㎡~5,000㎡ 上水道のみを使っている場合 上水道と井戸水を使っている場合	基本料金 1,450円(税抜) 1 mあたり(税抜) 1 mあたり(税抜) 180 円 205 円 205 円 205 円 300 円 330 円 335 円 上水道の使用水量を下水道の使 世帯人数により認定し、下水道の 比較して多い方の水量を使用水量 井戸水を使用している場合はより 表示される使用水量を水道の侵 お、井戸水と上水道を共に使用す ラドン・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール	使用水量とします。 認定水量を とします。 ターを設置し、それに 見用水量とします。なる併用についは、井

市町名		20m3の 使用料 (税込、円)		
宇美町	6 (m3) ~		450 円(Om3) 900 円(1~5m3) 1m3あたり(税抜) 0 円 65 円	3,210円
7,541	11 (m3) ~ 16 (m3) ~ 21 (m3) ~ 31 (m3) ~ 51 (m3) ~	20 (m3) 30 (m3)	160 円 180 円 220 円 276 円 371 円	3,210[]
<u>и</u>	, ,,			1

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)	
篠栗町	-般汚水 0(m3) ~ 11(m3) ~ 21(m3) ~ 31(m3) ~ 51(m3) ~ 101(m3) ~	20 (m3) 30 (m3) 50 (m3) 100 (m3)	1,200 1m3あたり 1,200 155 180 210 250 300	(税抜) 円 円 円 円	3,025円
	301(m3)以上		370		

市町名		従量使用料		20m3の 使用料 (税込、円)
志免町	使用水量 10㎡まで 11~20㎡まで 21~30㎡まで 31~50㎡まで 51~100㎡まで 100㎡を超える部分	基本料金 1,07/ 従量料金 (税抜) 0F 135F 165F 215F 245F 340F	(1㎡あたり) ] ] ] ] ] ]	2,662円

市町名	従量使用料			20m3の 使用料 (税込、円)	
須恵町	一般汚水 O(m3) ~ 11(m3) ~ 31(m3) ~ 51(m3) ~ 10 101(m3) ~	30 (m3) 50 (m3)	1,100 1m3あたり 0 150 200 220 270	(税抜) 円 円 円 円	2,860円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
新宮町	一般汚水 基本料金 1,000 円 1m3あたり (税抜) 0 (m3) ~ 10 (m3) 30 円 11 (m3) ~ 20 (m3) 170 円 21 (m3) ~ 30 (m3) 180 円 31 (m3) ~ 40 (m3) 180 円 41 (m3) ~ 50 (m3) 200 円 51 (m3) ~ 100 (m3) 230 円 101 (m3) ~ 200 (m3) 250 円 201 (m3) ~ 300 (m3) 280 円 301 (m3) 以上 300 円 9	3,300円

市町名		従量使用料		
久山町	O(m3) ~ 21(m3) ~ 41(m3) ~ 61(m3) ~ 101(m3) ~ 201(m3) ~	40 (m3) 60 (m3) 100 (m3)	2,600 円(2ヶ月検針) 1m3あたり (税抜) 0 円 150 円 170 円 220 円 350 円	3,080円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
粕屋町	一般汚水 基本排水量及び基本使用料(税抜) 10(m3)まで 1,100 円 従量排水量及び従置使用料 1m3あたり (税抜) 11(m3) ~ 15(m3) 130 円 16(m3) ~ 20(m3) 150 円 21(m3) ~ 30(m3) 170 円 31(m3) ~ 30(m3) 220 円 51(m3) ~ 200(m3) 260 円	2,750円

市町名	従量使	20m3の 使用料 (税込、円)	
芦屋町	一般汚水 基本料金	396 円 429 円	3,465円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
水巻町	金額(税別) 1か月につき 基本使用料 10m'まで 1,400 円 従量使用料 10m'を超える部分1m'につき 175 円	3,465円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
岡垣町	一般汚水 基本使用料 10(m3)まで (位置使用料 11(m3) ~ 25(m3) 172 円 26(m3) ~ 50(m3) 193 円 51(m3)以上 215 円 井戸水のみ 1人当たり5m/月で算定します。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量に1人当たり2m/月を合算して算定します。	3,410円

市町名		20m3の 使用料 (税込、円)	
Note that man	一般汚水	基本料金 1,350 円 1m3あたり(税抜)	0.440
遠賀町	0 (m3) ~ 11 (m3) ~	10(m3) 0円 175円	3,410円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
小竹町	汚水 1m3あたり(税込) 209 円	4,180円

市町名	従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
鞍手町	一般汚水 基本料金 - 円 1m3あたり(税抜) O(m3) ~ 140 円	3,080円

市町名	世帯割額使	用料	20m3の 使用料 (税込、円)
筑前町	一般家庭(毎月) 世帯割額 世帯人員割額 (例) 4人家族の場合 (1,512円+756円×4人)	1,512 円 756 円 =4,536円	_
	一般家庭以外(毎月) 基本料金 1m3あたり	2,160 円	
	1m3あたり	151 円	

市町名		従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
広川町	ー般汚水 8(m3) ~ ※基本使用料(1ヶ月に	基本料金 1,467 円(税込) 1m3あたり(税込) 189 円 つき)汚水量7㎡まで1,467円	3,924円

市町名		区分	世科	帯割		世帯員割		20m3の 使用料 (税込、円)
	一般	し尿と雑 排水	1, 1	00円	1人につき	880	円	
	家庭	雑排水のみ	66	0円	1人につき	660	Ħ	
7. U M-		集会	所等	125㎡ 3300			ポ以上 10円	
みやこ町	し尿		使用人員	1~10人	11~20人		41~60人	_
	٤		料 金	6,600円	14,300円	25, 300円	39,600円	
	雑	その他	使用人員	61~100人	101~150人	151人以上		
	排	COLE	料 金	63,800円	96,800円	134, 200円		
	水		他に業務 料金		2, 2	00円		

市町名		世帯員割の	使用料		使用料 (税込、円)
築上町	●一般家庭で、世帯 世帯割 1,400円	特員が1人の場合の + 世帯員割 1.200円×1人	計算方法 +	消費税10% 260円	2,860円
	●業務で1~10人の		1 .	W W TV + o.e.	
	使用人員 1~10人	+ 使用料 5,500円	+	消費税10% 550円	6,050円
	,		_		

市町名	1	<b></b> 走量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
大刀洗町	一般家庭(1ヶ月につき) 世帯割額 世帯人数割額 (例)44家族の場合(税込) (1,500円+600円×4人)×1 一般家庭以外(1ヶ月につき) 基本使用料 1㎡当たり	1,500 円 600 円 10(消費稅)=4,290円 1,000 円 150 円	_
	(例)20㎡使用した場合(税込) (1,000円+150円×20㎡)×		

市町名		従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
苅田町	O(m3) ~ 11(m3) ~ 21(m3) ~ 31(m3) ~ 41(m3) ~ 51(m3) ~	20 (m3) 170 円 30 (m3) 190 円 40 (m3) 210 円	3,520円

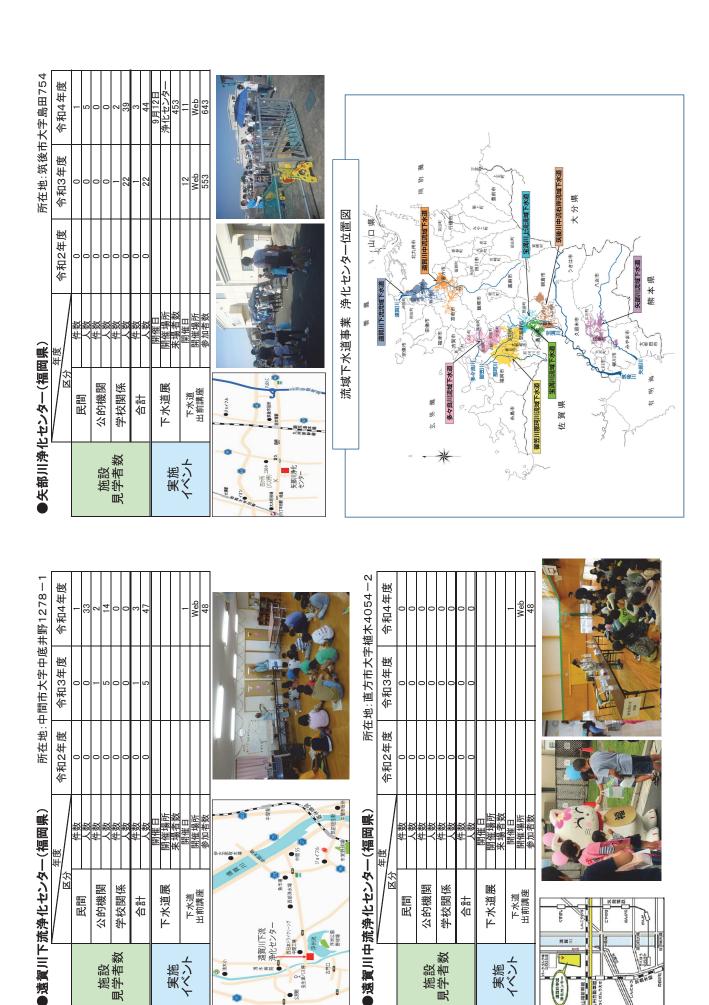
市町名		従量使用料	20m3の 使用料 (税込、円)
吉富町	一般汚水 8(m3) ~	基本料金 1,080 円 (8m3まで) 1m3あたり (税抜) 150 円	3,170円



遠賀町 れんげの花

咒
高关
/ 実施状況
ネ
Ļ
施設見学
認
4
₹

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	たむシター(権	<b>人</b> 派で、	所在地   今和2年度	所在地:福岡市博多区王庫   会和3年度	多区那珂4一5一1 章   今和4年度	●多々良川湾	<ul><li>多々良川浄化センター(福岡県)</li></ul>		会和2年度	所在地:粕屋町大字江辻705 今和3年度   今和4年度	大字江辻705 令和4年度
	区分		X/+24/2	X + 0 = 1.	X +		区分	1	X/+ 7#	X + 0 = 1	X + +
	三三三二	1	0	7	0		三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	*	000	0	- 6
	<u> </u>	大学	0 0	۶ -	0 0			本文		0	3 0
推設	公的機関 一	大教	0 0	-	1.1	拓影	公的機関 一一丁	教	0 0	0 0	0 0
<b>操</b> 化 四		体教	0	. 0	-	<b>工作</b>		級	0		-
スとコードライ	子校選除	人数	0	0	26	X =	子校阅除 一	人数	0	5	9
	4	件数	0	3	3		<b>今</b> 計	.数	0		2
	ā II	人数	0	6	37			数	0	5	29
	一	開催日開催提供					一	開催日開催提品			
米	- X	来場者数				実施		a 数			
インベイ	十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	開催日			2	イバグイ		展日			
	世無温田	開催場所参加多数			小字校 154		出前講座 新編	開催場所参加多数			
		W.H.D.W.			5		1				
•	O'I 田間 博多駅 二				40	DOM 2-4	等なながず				
産業を入び	が 中学校 日子公園 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 り が り が	換趴匯單				THE RESERVE	BESOLUTION STATE OF S	7	H		
	O REPORT					<b>5</b> 1	<b>万州自</b>				
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) 対 (1)	光				K ===	数率逐				
A Market Barrier	在	月開 I.C 解析 ○ 第生小学校 ○ 第生小学校 ○ 第年小学校 ○ 799 ○ 79		To and		4 4	50 Mg				
※三帳!∬●	宝満川浄化センター(福岡県)	国票)		所在地:小郡市津古153一	1年1153-1	●福童浄化七	福童浄化センター(福岡県)			所在地:小郡	所在地:小郡市福童1421
	4 大 文	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		(本)	Ų⊢	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		件数	0	0	0			.数	0		0
		4 数	0 0	0	0			紫数	00	<b>-</b> 0	00
施設	公的機関	↑ X X X	0	0	0	施設	公的機関 一一	数数	0	00	00
見学者数	学校関係	件数	0	0	5	見学者数	学校関係	件数	0	00	3
		<b>小数</b>	00	<b>)</b> C	308			***	<b>)</b> C	5	3 23
	合計	人数	0	0	308		수타 ' '	人数	0	7	85
	下水道展	開催日					下水道展 開	田黒			
	(福重浄化セン	25 84 47 88						25 0 0 2 0 1 2 0 1			
米施	ターと共同開	用にあり				果施	センターと共同に	17.00			
インベイ	(興)	来場者数						来場者数			
	下水道	開催日		3	3			展日			
	出前講座	開催場所 参加者数		Web 186	小字校、Web 212		出前講座 開催	開催場所 参加者数			
	## WB **			English of the Control of the Contro		all the second	HE WAR				
下水道展 イベント名道 大20k的大学員参10	as			1 to 1	自にはって などつくみか! などしくみか!			1			
	即数加卡爾	Savernasicus		Suns.		\$76-	##K##8				
RAUHHA A-0-38	HIII KES						Decomposition				
				Control of the Contro		抑制				E C	
14. The state of t						単行か	(C) (B) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	-			
					ないながある。	, A					3
	至久隱米					<u> </u>					



区分

民間

公的機関

学校関係

施設 見学者数

华

下水道展

実が大された。

万水 出 計 調

区分

公的機関 学校関係

施設 見学者数

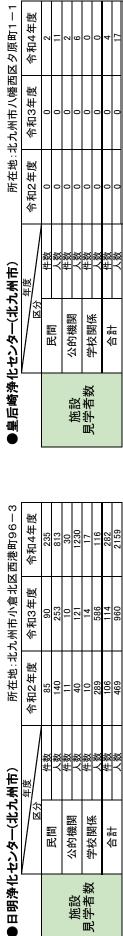
田間

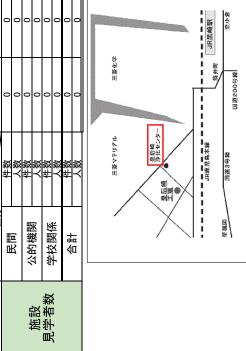
下水道展

実べておいた。

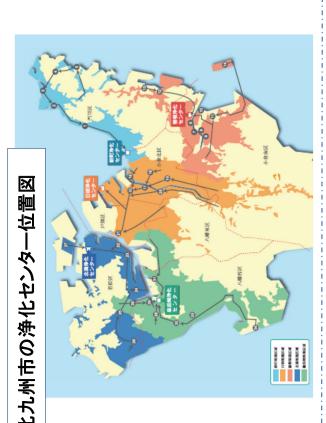
华

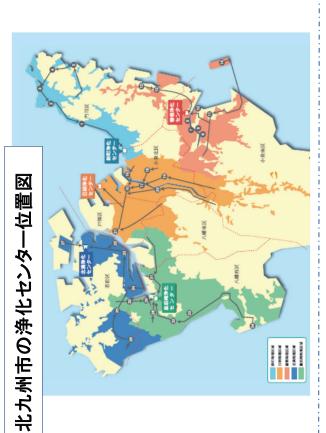
下水道 出前講座











東部水処理センター

中部水処理センター

新西部水処理センター

博多湾

中央区

城南区

西区西部水処理センター

早良区

東区

西戸崎 水処理センター

国家住場 関がサイント A 国 DS

		!			:		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1	ことは、一世では、一人によって、	
	年度区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度		区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		0	1	24		E	件数	0	0	0
¤ K	一人数	0	1	238		ΞK	人数	0	0	0
日本の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	kell 件数	0	0	18		100元 1486 日日	件数	0	0	0
	XIN 人数	0	0	111	施設	ム門被害	人数	0	0	0
見学者数	1/2 件数	0	-	-	見学者数	2781年最	件数	0	0	0
十 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	50米 人数	0	1	14		十大河ボ	人数	0	0	0
		0	2	43		1= <	件数	0	0	0
įα		0	2	363		įa	人数	0	0	0
■西部木処理センター(福岡市)	—(福国市)	所名	所在地:福岡市西区	5小戸2-5-1	●中部水処理	●中部水処理センター(福岡市)	( <del>E</del>	所在	所在地:福岡市中央区荒津2一	.荒津2-2-1
	年度区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0		2	3	6			件数	12	12	31
區 出	1 人数	12	63	133		區出	人数	114	129	200
** T + X - X		4	2	8		1, 4, 4, HB	件数	3	8	40
施設 公的機関	KIN 人数	21	23	72	施設	公司後漢	人数	23	38	510
5者数 地林間 2		-	-	2	見学者数	少田牡亮	件数	-	2	8
	引來 人数	3	63	77		于代判亦	人数	120	272	254
4		7	9	19		‡.	件数	16	20	79
п П	人数	36	149	282		<u>α</u> Π	人数	257	439	1264
▶新西部水処理センター(福岡市)	/夕一(福岡市)	所在地	所在地:福岡市西区学園通3-2149	:園通3—2149	●東部水処理	▶東部水処理センター(福岡市)	明市)	所在	所在地:福岡市東区松島6-16-	公島6-16-1
	年度区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度		区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
# G	- 件数	0	0	0		8	件数	1	2	2
EK	一人数	0	0	0		EK	人数	1	2	6
日報切び	件数	1	1	0		3、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5	件数	0	0	0
施設 本門		1	1	0	施設	ム門滅馬	人数	0	0	0
5者数   学校関係	件数	1	0	-	見学者数	少拉阻区	件数	3	2	0
十   	引床 人数	1	0	16		于水河ボ	人数	4	2	0
4		2	1	-		4	件数	4	4	2
	- 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2	_	16		ā ū	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ц	•	c

£
Ħ
大件
Ĭ
7
元化
北部
榧

·				所在地	所在地:大牟田市岬町	_
	长図	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	68 C	件数	0	2	0	
	Œ K	人数	0	22	0	
	目目物料「ワイン	件数	l l	Į.	1	
施設	な的徳渕	人数	4	2	5	
見学者数	少田兴宗	件数	0	0	0	
	于代判ボ	人数	0	0	0	
	T≅♥	件数	1	3	1	
		人数	4	24	2	
	よみがえる水	開催日	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	
	と緑の環境	開催場所	- 参米拡入防止により - 中止	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	数米凶服 こより 中井	
実施	フェア	来場者数	0	0	0	
イングイ	<b>雅 梨 作 土 乙 時</b>	開催日	新型コロナウイルス度効な土味にしい	新型コロナウイルス度数ボキル・ロ	新型コロナウイルス	
	祝丁 ト 小 垣 教 宏	開催場所	窓来加入別エにより 中止	数米加入的エトより 中止	砂米凶承により中比	
	H	本場者数	0	0	U	



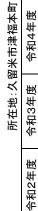
所在地: 久留米市安武町住吉1900

●南部浄化センター(久留米市)

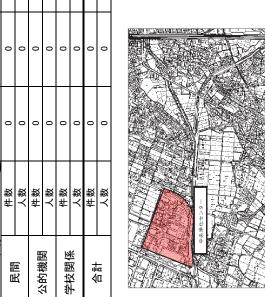








0 0 0





区分



市役所

作品沿岸道路









親子下水道教室(浄化センター編) (令和元年度分)

:(大野城市)
、出前授業
)ふるさと館
■大野城心の

所在地:行橋市東大橋

令和2年度

区公

● 行橋浄化センター(行橋市)

0 0

田間

大 数 数

公的機関

学校関係

施設 見学者数

大 数 数

华

おばせにしこうだいまえ

至北九州















令和4年度

0

0

0

人 件 次 数 数 数 数

公的機関

学校関係

件数

民間

0 0

0

件数 人数

智

147

0 0

0

人数 件数

华

2 147

0

0

 年
 4

 数
 数

 数
 数

 数
 数

学校関係

施設 見学者数

公的機関

0 0

0 0 0

0

0

0

0

0

0 0





*原理	
	100
	in



·	

	1
AND STATE OF THE S	

令和4年度	٠	32	0	0	0	0	1	32					
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	行橋市内		周防灘		

●善三爭化	たセンター(善三市)	<del>1</del>			所在地:柳川市
	区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	H	件数	0	0	0
	Ξ K	人数	0	0	0







<u> </u>	度 令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0				所在地:古賀市古賀1337-3	度 令和4年度	1	17	1	13	0	0	2	30	10月22日	リーパスプラザ古賀	約400人
<b>大口には</b>	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	銀土を食べ	事品局 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		所在地:古:	令和3年度	0	0	1	18	0	0	1	18	I	_	I
# # YOUR	令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	が 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				令和2年度	0	0	1	14	0	0	1	14	I	_	I
年度		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	日本 日	NAC MODE		(中)	年度	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	開催日	開催場所	来場者数
	区分		Ξ K	日日終していてい	が引後来	21日代	千代制派	7≟√	ΠäΠ			18 B	▶古賀水再生センター(古賀市)	     		民	いが機関	ムロが液汚	学校阻径	十七大田	<b>₩</b>	īa U		上下水道課ラボ	
					施設	見学者数							●古賀水再生				17	阳阳明节	見字有数				中	ド ド ベ ・	· ·
) <sub> </sub>	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	開催なし						所在地:福津市上西郷	今 智 / 年 申	D 作++  凌	0	0	0	0	0	0	0
おりた事 人名 大田	令													d		lom	χ,	'							

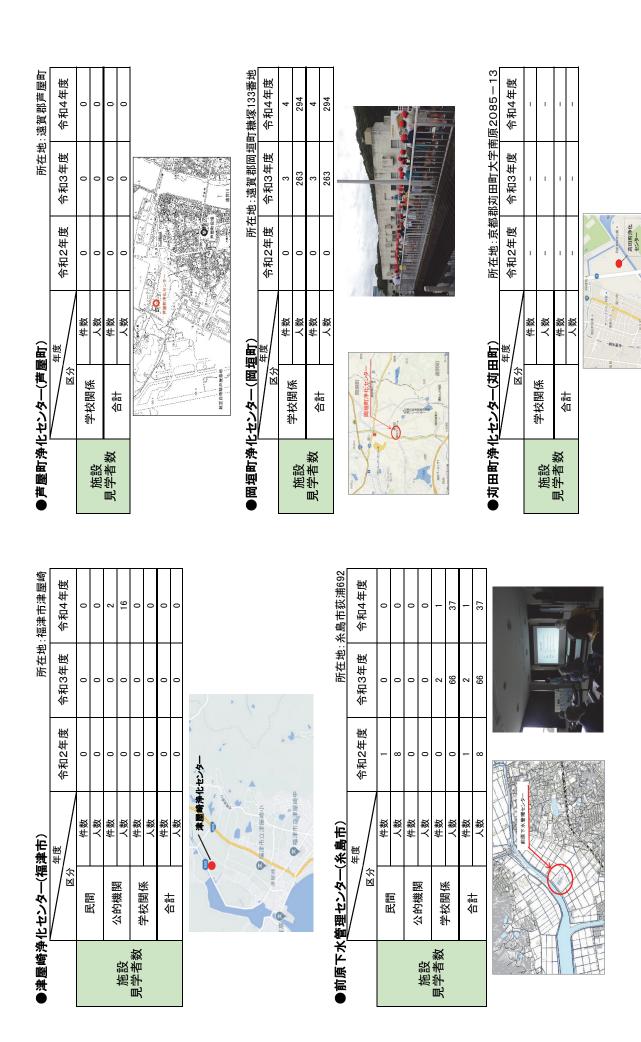


●宗像終末	)宗像終末処理場(宗像市)	<b>九</b> )		所在地:宗(	所在地:宗像市田熊1373
	长図	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	嗣召	件数	0	0	0
	Ξ.	人数	0	0	0
	目目物料リタイン	件数	0	0	0
施設	が引体圏	人数	0	0	0
見学者数	多超符点	件数	0	0	0
	于水渕ボ	人数	0	0	0
	T≑♥	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
中标		開催日			
光がい	環境フェスタ	開催場所	開催なし	開催なし	開催なし
イベント		来場者数			
		Windows and the second		25	25



				(F
人人へり厚	CONTRACTOR O	#8375230 o	New York of the Asset	7—(補御子
	0.01900	O STRUCT NAME OF THE O		争作わり

●福間浄化	福間浄化センター(福津市	<del>[F</del>		所在地:	:福津市上西郷
	区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	日日	件数	0	0	0
	Ξ K	人数	0	0	0
	- 1、6.5 北松 FB	件数	0	0	0
施設	が可が減ぎ	人数	0	0	0
見学者数	一件出版	件数	0	0	0
	千枚矧ボ	人数	0	0	0
	7=4	件数	0	0	0
	 []	人数	0	0	0





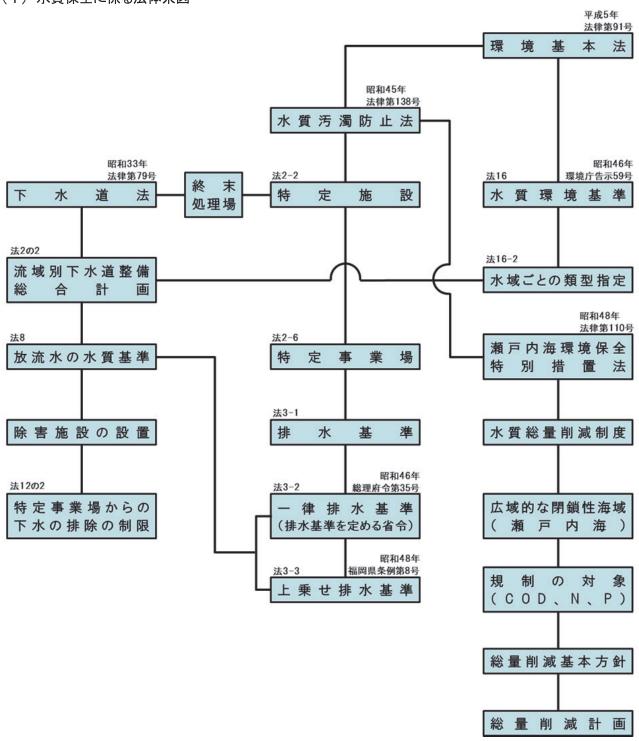
米ががが、

## Ⅲ-5 水質保全に係る法体系

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠な基幹的都市施設である。下水道の設置、管理等の根拠となる下水道法は、環境基本法をはじめとする公害関係諸法との整合性を保ちつつ、公共用水域の水質保全を図るため、所要の事項について規制しており、公害法の体系においては、水質汚濁対策法としても位置づけられる。

下水道法第1条には、下水道法の究極目的のひとつとして「公共用水域の水質保全に資すること」と 定められている。

## (1) 水質保全に係る法体系図



### (2) 水質汚濁に係る環境基準 (S46.12.28環境庁告示第59号)

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(表Ⅷ-1)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒(ヒ)素	総水銀	アルキル 水銀	РСВ	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/1 以下	検出され ないこと	0.01mg/l 以下	0.02mg/1 以下	0.01mg/l 以下	0.0005mg/1 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.02mg/1 以下
項目	四塩化炭素	1, 2- ジクロロエ タン	1, 1- ジクロロエチ レン	シス-1, 2- ジクロロエチ レン	1, 1, 1- トリクロロエ タン	1, 1, 2- トリクロロエタ ン	トリクロロエチレン	テトラクロロ エチレン	1, 3- ジクロロプロ ペン
基準値	0.002mg/1 以下	0.004mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.04mg/l 以下	1mg/1 以下	0.006mg/l 以下	0.01mg/1 以下	0.01mg/l 以下	0.002mg/1 以下
項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4- ジオキサン
基準値	0.006mg/l 以下	0.003mg/1 以下	0.02mg/1 以下	0.01mg/l 以下	0.01mg/l 以下	10mg/1 以下	0.8mg/1 以下	1mg/1 以下	0.05mg/1 以下

#### 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「生活環境の 保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと測定された亜硝酸イオン の濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

#### 2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

ア) 河川(湖沼を除く)

(表 WII - 2)

項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100m1以下
A	水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100m1以下
В	水道3級、水産2級、及び C以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	1,000CFU/100m1以下
С	水産3級、工業用水1級、及び D以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	_
D	工業用水2級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	_
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/1以上	_

- 個号 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5 mg/1 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。 4 水産1級人水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する (湖沼、海域もこれに準ずる)。
  - 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注)
    - 2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
      - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
    - 3. 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
      - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
      - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
    - 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
      - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
      - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
    - 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

b (表/11-3)

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値			
類型		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下	

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

#### イ) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4日間以上である人工湖)

(表) (表) (表)

	a (表现一年)						
項目		基準値					
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A A	水道1級、水産1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100m1以下	
A	水道2・3級、水産2級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100m1以下	
В	水産3級、工業用水1級、農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	_	
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/1以上	-	

### 備考

- 備考
  1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
  2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
  3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
  (注) 1. 自然環境保全:自然採勝等の環境の保全
  2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  水道2級、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養地型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
  水産3級: コイフナ等含業地型の水域の水産生物用
  - - 水産2級: サケ科無類及いプエ等負未養御型の水吸の水産生物用並びに水産3級の水 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(表VII-5) b

項目	利用目的の適応性	基準値			
類型		全窒素	全燐		
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下		
	水道1、2、3級(特殊なものを除く)、水産1種、 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下		
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下		
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下		
v	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下		

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 1 基準値は、日間平均値とする。
  2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
  3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
  (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  (「除酢なたの」とは、自気物質の除去が可能な物質がなかまながあれ場作を行うものという)
- - ・ 「「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう) 3. 水産1種:サケ科魚類及びアコ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
  - 3. 水産1種・ソク村黒頬及びケー等の水産王初用並びに水産2種及び水産3種の水産 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用 4. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(表/11-6) С

項目		基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下

(表VIII-7)

	a	(衣 wu 一 / )
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産 段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/1 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/1 以上
	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/1 以上

1 基準値は、日間平均値とする。

### ウ)海域

(表/111-8) 基準値 項目 n-ヘキサン 水素イオン 化学的酸素 利用目的の適応性 溶存酸素量 抽出物質(油分等) 要求量(COD) 大腸菌数 濃度 類型 (DO)(pH) 水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの 7.8以上 300CFU/100m1 2mg/1以下 7.5mg/1以上 検出されないこと 8. 3以下 以下 水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの 7.8以上 В 3mg/1以下 5mg/1以上 検出されないこと 8. 3以下 7.0以上 С 環境保全 8mg/1以下 2mg/1以上 8. 3以下

### 備考

b

- 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100m1以下とする。
  - (注)
- 環境保全を利用目的としている地点については、大勝菌数200FU/100m1以下とする。
  1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  2. 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
  3. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(表/III-9)

項目	利用目的の適応性	基準値		
類型	利用日的の適応性	全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下	
п	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下	
ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下	
īV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/1以下	0.09mg/1以下	

- 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 2. 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
  - 水産 2 種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産 3 種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

  - 3. 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(表/11-10) С

項目		基準値			
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/1以下	0.001mg/1以下	0.01mg/1以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下	0.0007mg/1以下	0.006mg/1以下	

(表) (表) (表) (表) (1) d

	u	(AX VIII — I I I )
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準值 底層溶存酸素量
	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産 段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/1 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/1 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

#### 備考

1 基準値は、日間平均値とする。